

環境保全型農業直接支払交付金 東京都 最終評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

東京都では、平成6年12月に策定した「東京都環境保全型農業推進基本方針」を東京都の農業、における基本的位置づけとし、環境保全型農業を推進してきた。令和3年4月には、様々な社会情勢を踏まえ「東京都環境保全型農業推進基本方針」を改訂し、基本方針の目指す方向として、以下の5つを掲げた。○環境保全型農業を東京農業の基本とし、全ての生産者へ取り組みを促すこと。○環境負荷軽減の取組実施により、農業の多面的機能の一つである資源の循環や自然環境の保全に貢献する。○食品安全や環境負荷軽減等につながるGAPを推進する。○基本方針の取組を推進することにより、SDGsの達成にも貢献する。○環境負荷軽減に取り組むことの意義と価値のPRにより、多くの都民の消費行動に反映させる。

また、同年4月に改訂した「東京都有機農業推進計画」に基づき、有機農業の推進に取り組んでいる。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み	
実施市町村数		1	1	1	1	
実施件数		1	1	1	1	
交付額計（千円）		76.4	76.4	76.4	57.2	
実施面積計（ha）		0.70	0.70	0.70	0.54	
取組別 実績	有機農業	実施件数	1	1	1	1
		実施面積（ha）	0.60	0.60	0.60	0.44
		交付額（千円）	72	72	72	52.8
	堆肥の施用	実施件数	1	1	1	1
		実施面積（ha）	0.10	0.10	0.10	0.10
		交付額（千円）	4.4	4.4	4.4	4.4
	カバークロープ	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
	草生栽培	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
不耕起播種	実施件数	0	0	0	0	
	実施面積（ha）	0	0	0	0	
	交付額（千円）	0	0	0	0	

長期中干し	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0
秋耕	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0
冬期湛水管理	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0

2 推進活動の実施件数

推進活動		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動					
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	1	1	1	1
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	0	0	0	0
	先駆的農業者等による技術指導	0	0	0	0
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	0	0	0	0
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動					
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	0	0	0	0
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	0	0	0	0
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動					
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	0	0	0
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（	0	0	0	0
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	0	0	0	0
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				0
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	0	0	0	0

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—	—	—	—

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名	取組の概要	—
	対象地域	—
	対象作物	—
	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	—

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
—	—	—

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価(令和5年3月)において地球温暖化防止効果が評価されている。東京都では、有機農業と堆肥の施用の推進に関する取組を継続しており、環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価と同様の算定手法により約0.7tCO₂/年の温室効果ガス削減効果が確認されている。(令和5年度)

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価(令和5年3月)において生物多様性保全効果が評価されている。

これらの取組の面積は令和2年度から令和4年度まで0.6ha、令和5年度以降は0.4haに減少したものの、生物多様性保全に資する取組の一環として、継続して取組んでいる。

3 その他の効果

東京都では、「東京都環境保全型農業推進基本方針」において、環境保全型農業を東京農業の基本として、都内すべての生産者へ環境保全型農業への取組を促すこととしている。

また、平成 25 年度より、「東京都エコ農産物認証制度」を開始し、令和 6 年 1 月 1 日時点で、認証生産者は 466 人、認証農産物作付面積は 195.1ha となる。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

令和 2 年度は国の事業設計が見直され、有機農業の要件が変更されたことにより面積が減少したが、交付単価の引き上げが行われた関係から、交付金額は増加した。取り組み実施件数は第 2 期開始当初と変わらず 1 農業団体であり、有機農業と堆肥施用の推進に関する取り組みを行っている。都市農業の特性上、小規模面積においても対応可能な環境に配慮した農業生産の実現を引き続き実施していく。

今後の方針

東京都の 1 戸当たりの経営耕地面積は、0.71ha と全国の 2.53ha と比較して、1/3 以下であり、経営規模は極めて小さい。本事業の農業者団体の 1 戸当たりの対象面積は、0.37ha とさらに小さく、所得の安定にはつながらない状況にある。さらに、第 2 期からの複数取組支援の廃止により、その課題はより深刻化している。一方、本交付金の要件である GAP に関しては、国の国際水準 GAP ガイドラインの策定に基づき、新東京都 GAP として改定を行った。

このような状況下ではあるものの、引き続き、環境保全型農業や GAP の取組を推進・支援している関係市町村に丁寧に説明を行い、取り組み市町村の増加を図る。東京都エコ農産物認証制度においては、講習会や説明会等の実施による認証者の新規獲得に努めていく。